

山梨県スマート林業推進トライアル事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県スマート林業推進トライアル事業の適正な実施のため、山梨県スマート林業推進トライアル事業費補助金交付要綱（令和4年3月30日付け林振第1925号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金交付申請書添付様式)

第2条 交付要綱第3条第1項に規定する補助金交付申請書には、事業実施計画書（様式第1号）の他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助対象とする機械等)

第3条 交付要綱別表に規定する事業実施主体における意欲と能力のある林業経営体とは、山梨県意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体に関する登録・公表実施要領（令和元年12月10日付け林振第1394号）第9の1の規定により知事が登録した林業経営体をいうものとする。

2 交付要綱別表に規定する補助対象経費における林業の生産性や安全性の向上等に向けた取り組みを実施するにあたり必要となる機械は、要領別表に掲げるとおりとする。

(その他の要件)

第4条 補助事業者は、前条第2項に規定する機械の使用現場における生産性調査及び効果検証並びに需給マッチングの試行等に協力するものとする。また、行政機関、林業関係者等が実施する研修会等において、山梨県スマート林業推進トライアル事業により得られた成果を公開するものとする。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

様式第1号

事業実施計画書

1 事業の概要

利用する機械又は技術	事業内容
	(1) 機種等 (2) 期待する効果

2 利用計画等

(1) 事業実施箇所

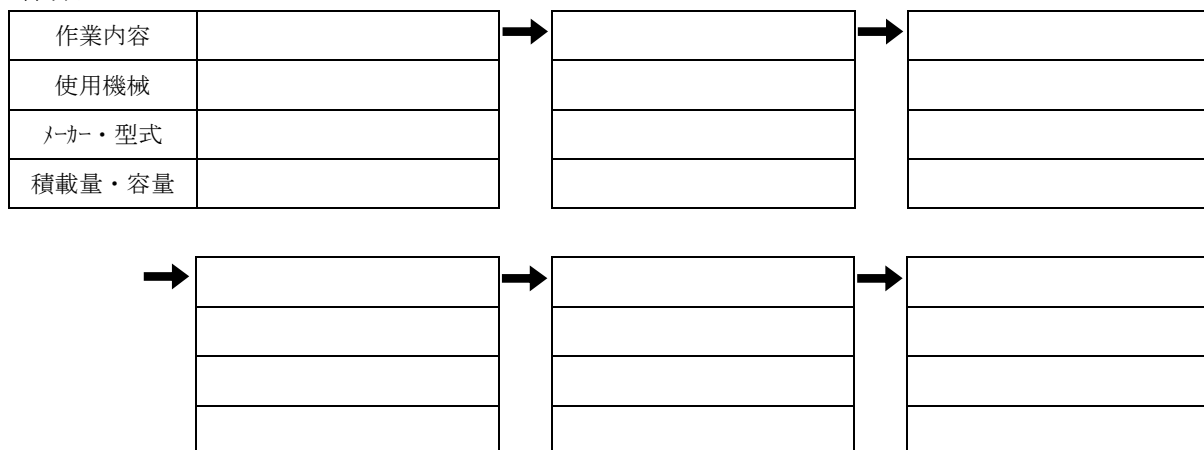
(2) 作業種

(3) 利用予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(4) 作業実施者

3 作業システム



4 添付資料

ア 概算機械経費明細書

イ 導入する機械のカタログ等

ウ その他必要な書類

別表

補助対象とする機械
<ul style="list-style-type: none">・ I C T 素材生産機械・ I C T 生産管理ソフトウェア（木材検収等）・ 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム・ 自動走行又は遠隔操作式フォワーダ・ 林業作業（苗木運搬、薬剤運搬等）及び森林調査（レーザ測量等）に用いられる無人航空機・ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット・ アタッチメント（地拵え、下刈り等）・ 電動苗木等運搬車両・ 自走又は遠隔操作式下刈り機械・ アシストスーツ・ その他知事が必要と認めるもの